

令和7年11月12日

陳情書

秦野市議会

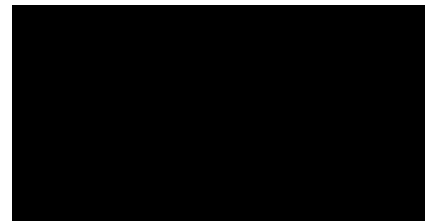
議長 殿



一般社団法人 中国における臓器移植を考える会

代表 丸山治章

東京都新宿区西新宿 3-3-13 西新宿水間ビル 6階



臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに
犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情

陳情の趣旨：

国際社会と足並みを揃え、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに違法な臓器移植に巻き込まれることを防ぐため、適切な臓器移植が行われる必要性についての啓発活動などの環境整備を求める意見書を国へ提出することについて陳情致します。

陳情の理由：

世界では移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、人権侵害や医療倫理の危機に直面しています。この深刻な状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしています。国際移植学会（TTS）および国際腎臓学会（ISN）は2008年に、「人の臓器の取引や臓器摘出のための人身取引は禁止され、犯罪とされるべきである」「各国政府や医療従事者は自国住民の移植ツーリズムへの関与を予防、阻止する方策を実行すべきである」等とする「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明しました。

臓器移植に関する法律の制定や法改正については、2008年のイスラエルを筆頭に、2010年スペイン、2015年イタリア、2015年台湾、2019年カナダ、2019年ベルギー、2022年英国、2024年豪州が行っております。このように、国際社会は、不正な臓器取引や移植目的の渡航について、深刻な人道問題及び医療倫理上の問題として、国民の生命の問題として認識し、その問題解決に向けて具体的

な行動を強めています。

我が国においては、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会、日本透析医学会が、2022年4月に、「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく」「必要とする人々に分配されなければならない」等とする「イスタンブール宣言 2018、5 学会共同声明」を表明していますが、それに対応する環境整備は不十分で、国際的な潮流に後れをとっています。

公益社団法人日本臓器移植ネットワークによれば、現在、国内では約 16,500 人もの人が移植を希望し登録しているのですが、臓器提供は年間で約 100 件程度となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題となっています。この現状から、海外での臓器移植を求め渡航する人は後を絶たず、2023 年に発表された厚生労働省の調査では、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023 年 3 月末時点で 543 人です。

海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしない斡旋を行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在しています。実際、海外での臓器移植を希望する患者に対し、国の許可を受けずに臓器提供を斡旋したとして、NPO 法人の理事が実刑判決を受けました。

さらに、早期の臓器移植を願い、斡旋団体へ何千万円もの渡航移植費用を支払ったにも関わらず、海外の稚拙な医療施設での手術の後、間もなく亡くなった日本人レシipientも複数報告されています。そして、海外で臓器移植手術を受けた患者が帰国後、国内の病院での診療を希望しましたが、病院側が「臓器売買や移植ツーリズムに関与しない」との方針で診療を拒否しました。この対応を不服とした患者は、医師法第 19 条の応召義務違反を主張し、病院側に損害賠償を求める裁判を起こしました。このように、医療関係者もいきなり訴訟されるリスクを背負うことになるのです。

これらの状況を踏まえ、貴議会におかれましては、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書を提出することを強く要請致します。

本意見書の提出は、我が国が人道問題に積極的に取り組み、国際社会における責任を果たすため、そして、国民の生命と人権を守るための重要な一歩となります。参考として意見書案を添付させて頂きました。貴議長殿をはじめとする議員各位には、ぜひとも本陳情にご理解頂き、地方自治法第 99 条に基づく意見書の提出にご尽力賜りますよう心よりお願い申し上げます。